

鹿児島県立与論高等学校 部活動に係る活動方針

令和7年度版

1 基本方針

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」(平成31年3月県教育委員会)を踏まえ、生徒一人一人が主体性を持ち、達成感・成就感が得られる活動となるよう、本校では以下のように策定する。

- (1) 学習活動と部活動の両立ができるよう、バランスのとれた計画的かつ効果的な活動に努める。
- (2) 部活動顧問は、技術指導による競技力や技術力の向上のほか、生活指導・学習指導にも積極的に関与し、生徒が充実した学校生活を送れるような指導に努める。

2 活動の指導体制

- (1) 各部とも複数顧問による指導体制を整え、全校体制で指導にあたる。
- (2) 情報共有に努めながら、事故発生時の対応要領及び緊急時の連絡体制を整え、安全管理に万全を期す。

留意事項

- ① 顧問と副顧問が連携して指導を交代するなど、過度な負担がかからないように注意する。
- ② 生徒の自己管理能力の育成を図るとともに、個々の自主的な活動については安全性に十分注意させる。
- ③ 部活動内での円滑な人間関係の構築に留意し、いじめ防止等の徹底を図る。
- ④ 部活動に要する費用を徴収する場合は、保護者の理解を得るとともに、会計は適正に処理する。

3 具体的な活動方針

(1) 適切な休養日等の設定

- ① 全ての部活動において、原則週2日(平日1日、土日のいずれか1日)の休養日を設定する。
- ② 平日は19:00までに、学校休業日は16:00までに下校を完了することとする。
- ③ 学校の休業日の練習時間は、原則として、午前もしくは午後の半日単位とする。

(2) 部活動計画の策定

- ① 年間活動計画を基に、毎月初めには活動計画、月末には活動実績を作成する。
- ② 活動予定や内容等については、部員や、必要に応じて保護者の理解を得るように努める。